

【台湾】国家重点領域産学協力及び人材育成革新条例の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2021年5月28日、台湾において、科学技術人材の育成を強化すべく、国立大学が企業と共同して、教育課程等の自由度の高い「研究学院」を期限付きで設立できる法律が公布された。

1 背景と経緯

台湾は、半導体生産シェア世界一の TSMC (Taiwan Semiconductor Manufacturing Company) 等のハイテク産業が集積する一方、理系人材の減少傾向が続き、ハイテク産業への人材供給不足が深刻化していた¹。これに対処する方策の一つとして、国立大学に国家重点領域研究学院（以下「研究学院」）を設け、現行法規による規制を緩和することで、大学と産業界との連携及び人材育成の強化を図る条例²の草案が作成され、2020年11月、行政院で承認された。立法院では、2021年5月14日、与党民進党による修正案が可決され、同月28日に「国家重点領域産学協力及び人材育成革新条例」（總統令華総一義字第11000050211号）が公布、施行された³。

2 概要

(1) 章構成

全5章49か条及び附則4か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：研究学院の申請及び審査（第8条～第13条）、第3章：監督メカニズム（第14条～第17条）、第4章：研究学院の組織及び運営（第18条～第45条）、第5章：研究学院の退出メカニズム（第46条～第49条）、第6章：附則（第50条～第53条）。

(2) 総則

国の重点領域での産学協力及び人材育成の革新促進、国立大学の研究成果による便益の向上、ハイレベル科学技術人材の育成、産業競争力の強化のために、この条例を制定する（第1条）。主管機関である教育部（部は日本の省に相当）（第2条）は、審議会を設置し、重点領域の選定、国立大学による申請条件、協力企業の条件等を審議・監督させなければならない（第4条）。研究学院は独立した定員及び予算を有し、その行政事務は国立大学の人員が兼務できる（第6条）。研究学院の資金は、行政院国家発展基金⁴の支給と自己収入から成るが、産学協力や協力企業の寄付による収入が、基金収入より少なくなってはならない（第7条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ 「国家重点領域産学合作及人才培育創新條例—完成三讀—」『立法院公報』第110卷第57期, 2021.6, pp.117-118. <https://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique1/final/pdf/110/57/LCIDC01_1105701.pdf>

² 台湾の「条例」は、「法」に比べてより特定、限定的又は特殊な対象を扱う法律の名称。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社, 2016, pp.30-31.

³ 「国家重点領域産学合作及人才培育創新條例」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030066>> なお、付帯決議には、中国資本の企業を協力企業としてはならないこと、国家重点領域には文化芸術も含むこと、国立大学に限定した実施対象について、条例施行2年目に、私立大学への対象拡大を教育部に検討させること等も盛り込まれた。「国家重点領域産学合作及人才培育創新條例—完成三讀—」前掲注(1), p.148.

⁴ 産業革新条例（「産業創新條例」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0040051>>）により設立され、イノベーション促進等のため、産業発展に資する諸計画への投融資又は助成に用いられる基金。

(3) 研究学院の設立申請等

申請を希望する国立大学は、主管機関が開く審議会に対し、資金計画、学生募集方式、学位課程等を含む革新計画書等の文書を提出しなければならない（第 8 条、第 9 条）。計画期間は 8 年以上 12 年以下で、運営継続する場合も同様とする（第 10 条）。研究学院は、計画終了までに結果報告を提出しなければならない、その提出と同時に運営継続を申請できる（第 12 条）。

(4) 監督体制

国立大学の校務会議⁵は、研究学院の設立・運営停止の審議、各種報告の把握等を行わなければならない（第 14 条）。研究学院の設立を希望する国立大学は、政府、院生、学生会、企業、教員の各代表及び学外専門家を委員とする監督会を置かなければならない（第 15 条）。監督会の職務には、院長任用の同意、計画書の審査、監査関係規定の制定等を含む（第 16 条）。

(5) 研究学院の組織及び運営

研究学院は、経営方針の策定等を行う管理会を設置し、院長、政府・専任教職員・学生・企業の各代表から成る 9～15 名の委員を置き、うち、政府側及び企業側の人数は、それぞれ総数の 3 分の 1 でなければならない（第 18 条、第 19 条）。院長は、管理会の指名と監督会の同意の下、国立大学が任用する（第 20 条）。研究学院は、教員の任用、資格審査等を審議し、人材育成、産学協力等に関する諮問等を受ける産学評議会を置かなければならない（第 21 条）。

国立大学は、所管する国有財産の管理者を研究学院に変更できる（第 22 条）。研究学院の学位課程、受験資格、修業年限等は、大学法の制限を受けず、学位名称、授与要件等は、学位授与法の制限を受けない（第 23 条）。研究学院は研究開発成果による収入の 10%以上を、国立大学に提供しなければならない（第 25 条）。研究学院による調達には、政府調達法⁶を原則適用しない（第 27 条）。管理する国有の不動産及び動産を協力企業に提供するとき、国有財産法⁷の制約を受けない（第 28 条）。研究学院は、定員外人員⁸の待遇等の権利及び義務（第 29 条）、定員内の教員等の報酬等（第 30 条）、幹部教職員の資格及び選出方法（第 31 条）、定員内教員の任用の方法、年限等（第 32 条）について規定を制定し、関係法規の適用を受けない。研究学院の自己収入部分に係る予算・決算の作成・執行は、関係法規の適用を受けない（第 42 条）。

研究学院は、業績目標、重点計画等を含む年度経営計画報告書を作成し（第 43 条）、この報告書の実施結果について、達成状況等を含む成果報告書を作成し（第 44 条）、いずれも管理会及び監督会を経て、校務会議及び主管機関に提出しなければならない。

(6) 研究学院の運営停止

研究学院の経営計画や業績が良好でないと管理会が認めた場合、管理会は改善計画を研究学院に作成させ、又は自ら作成して研究学院に実行させることができる（第 46 条）。重大なトラブル等により改善されない場合、主管機関は審議会を開き、研究学院の運営を停止できる（第 47 条）。運営を停止した場合、国立大学は、学生の他学部への転入を助け、定員内人員を大学内で引き続き任用しなければならない（第 49 条）。

⁵ 「大学法」（全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030001>>）第 15 条では、校長・副校長のほか、教職員、学生等の代表により構成され、学校の重要事項を議決するものと規定される。

⁶ 「政府採購法」全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030057>>

⁷ 「国有財産法」（全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=G0370001>>）第 28 条では、公有財産に対する主管機関等のいかなる処分又は収益行為を禁止する。

⁸ この法律の第 3 条では、研究学院が現行法規に基づき任用する専任教員、技術者、職員等を定員内人員、それ以外の契約により任用する人員を定員外人員とする。